

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 室料金（原則として別表第1の基本室料による。）
 - (4) その他当館が必要と求める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）に基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
 - 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき室料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 - 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込みの支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次にあげる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 宮城県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。
- 2 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項

の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)別表第2に挙げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限りません。

- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の宿泊解除権)

第7条 当館は、次に挙げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 宮城県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
- (3) 出発日及び出発予定時刻。
- (4) その他当館が必要と認める事項。

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。又チェックアウト時間を過ぎて館内の利用が認められた場合も下記の料金を適用するものとする。

- (1) チェックアウト時刻(11時)を過ぎてても当館の了承のないまま客室及びラウンジ等の使用継続が認められた場合は30分超過するごとに1人当たり10,000円の客室使用料をお支払いいただきます。
- (2) 午後12時以降は前号の追加料金に加えてチェックアウト日の1室1泊分の宿泊料金をお支払いいただきます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館のフロント・キャッシャー等サービスの営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はホームページ、備付パンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

イ 門限・・・22:00

ロ フロントサービス・・・7:30~21:00

- 2 前項の時間は必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損額賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊約款の変更)

第19条

1. 宿泊約款は民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適応する場合、又は変更を必要とする相当な事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力日から適応されます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料+朝・夕食料・その他）
	追加料金	エステ・ショップ・その他の利用料金
	税金	1. 消費税 2. 入湯税

- 備考 1.基本宿泊料は、予約にて提示する料金によります。
2.当館では6歳以上であれば大人と同一（上記の表）の料金となります。
6歳未満のお子様については、下記のとおりとなります。
① 0歳から3歳未満の方は寝具及び食事の提供はなく1名あたり5,500円（税込）
② 3歳以上の方は寝具及び食事の提供付きで大人（上記の表。ただし入湯税を除く。）の料金の70%となります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

取り消しの通知を受けた日 契約申込み人数	ご連絡なしの場合	当日	1 日 前	2 日 前	3 日 前	7 日 前
1名以上すべて	100%	100%	50%	50%	20%	20%

- (注) 1.%は、予約金額（税込み）に対する違約金の比率です。
2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

附則

最終変更記載日 2023年9月1日 効力発生日2023年9月1日

利用規約

当館では、ご宿泊の皆さまに安全で快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記のとおり利用規則を定めております。ご宿泊のお客様は利用規則をご覧ください。ご協力いただくとともに、宿泊約款ならびに利用規則に基づく当館従業員からの指示に従っていただけますようお願い申し上げます。

当利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条に基づき、施設のご利用またはご宿泊をお断り申し上げます。

尚、当利用規則をお守りいただけない場合においてご宿泊の皆さまに生じた損害については、当館は責任を負いかねます。

また、同じく当館に損害が生じた場合はその損害を賠償していただきます。

当館のご利用について

1. 当館館内・敷地内において営業する目的でのご利用はお断りしております。
2. 当館の敷地内におけるビラの配布や演説、勧誘、署名活動など他のお客様や当館（スタッフを含む）を対象とする宣伝・表現活動を行うことはお断りしております。
3. 当館の敷地内にて当館の許可を得ずに広告物の配布や掲示、物品の販売を行うこともお断りしています。
4. 当館の許可無く外部からの飲食物等のご注文、デリバリーの依頼をしないでください。
5. 当館の外観の印象を変えるような物品を陳列する行為はしないでください。
6. 未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可が無い場合はお断りする場合がございます。
7. 従業員へのお心づけ等は固くご辞退申し上げます。

客室について

1. ご滞在中は、防犯のため客室の施錠をしてください。
2. 来客者との面会に客室を利用することはしないでください。
3. 宿泊約款第8条により登録された宿泊者および同伴者以外の方を客室に招き入れたり宿泊させたりしないでください。
4. 客室内では、お香を焚く等の客室内に臭いが残る行為、ならびに染毛や漂白剤等の使用はしないでください。
5. 宿泊約款第19条により従業員が客室に入室したり、入室の上、物品を移動したりするこ

とがあります。現金および貴重品はご自身で管理していただくとともに、移動してはならない物がある場合は事前に従業員までお申し出ください。

6. カードキーを当館敷地外に持ち出さないでください。お帰りの際には必ずご返却ください。ご宿泊中に紛失の際は再発行手数料として【税込5.500円】をご負担いただきます。又、お帰りの際に紛失によりご返却いただけない場合はカードキー代と管理費用として【税込5.500円】をご負担いただきます。

共用浴場のご利用について

1. 当館の共用浴場（展望露天の湯、庭がSPA）については、お風呂・更衣室の区別を問わずタトゥー(シール含む)のある方のご利用は固くお断りいたします。
2. 当館の共同浴場において、カメラや携帯電話、タブレットなどの撮影・録画・録音のできる電子機器類は持ち込み禁止とさせていただきます。(緊急連絡時などは除く)
3. お風呂（内風呂・露天風呂）・更衣室を含め、撮影・録音・録画は全面禁止です（マスコミ等による営利・営業目的の取材については、別途、当館の許可を得て行ってください。）
4. お風呂のお湯は飲用しないでください。
5. 酩酊状態の方のご利用はご遠慮ください。
6. 館内掲示の禁忌事項をご確認の上、ご利用ください。

共用部等について

1. 緊急時を除いては非常用施設や屋上への立ち入りや利用はしないでください。又、従業員用の区域への立ち入りはお断りしております。
2. 通路やロビー等のパブリックエリアに所持品を放置しないでください。
3. 衛生面の観点から、客室及びレストラン・ラウンジ以外の共用部での飲食（ただし、水分補給を除く）はお断りしております。

食事について

1. レストラン（食事会場）・ラウンジ内への飲食物のお持ち込み及び同所からのお持ち出しはお断りしております。やむを得ない事情がある場合には事前にご相談ください。

駐車場について

1. 駐車場内でのお客様同士の事故・トラブル等については、一切その責任を負いません。

衛生管理について

1. 次の事項に該当する方は、宿泊及び館内施設の利用をご遠慮いただく場合や、館内の移動を制限させていただく場合があります。

(ア) ノロウイルスなどによる感染性食中毒に罹患していることが疑われる場合。

(イ) 感染症の予防および感染の患者に対する医療に関する法律及び同法施行規則に指定された感染症に感染していることが疑われる場合。

(ウ) その他上記に準じた症状が認められる場合。

撮影について

1. 当館の敷地内において、営利、営業目的で撮影または録音するには当館の許可が必要です。当館の許可なく営利、営業目的で撮影または録音することは禁止しています。又、私的に撮影または録音したものであっても、その後、当館の許可無く営利・営業目的で使用することは禁止しています。

2. 営利、営業目的のない私的な撮影であっても、客室以外で他のお客様も利用する共用スペースでの撮影については、

①浴場（脱衣室を含む）内での撮影・機材の持ち込みは全面禁止

②浴場以外の場所でも、他の宿泊者の迷惑になったり、他の宿泊者が不快に感じたりするような場合には当館スタッフからお声がけして撮影を中止していただきます。

喫煙について

1. 受動喫煙防止と火災予防の観点から当館は客室内を含めて敷地内館内全面禁煙です。

決められた場所【★3Fたばこサロン】以外で喫煙された場合はハウスクリーニング代及び消臭作業のための売り止め損害に関する賠償額の予定として【税込66,000円】をご負担いただきます。

吸い殻(加熱式たばこを含む)をゴミ箱に捨てることも上記の対象になります。

他の宿泊客への配慮について

1. 犬猫など、人間以外の動物の入館はお断りしております。ただし、身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬については、同法に則り対応いたします。
2. 悪臭ないし強い臭いを発する物の館内へのお持込みはお断りしております。
3. 高声、放歌、テレビや音響機器の音量を大きくする、または、大きな物音をたてることなど喧騒な行為はしないでください。
4. 客室内以外の場所において、当館が望ましいと判断する身なりでのご利用をご依頼することがあります。
5. 他の宿泊者に不快感・不安を与える言動や身なりでのご利用に対しては、当館従業員よりご注意申し上げ、ご理解いただけない場合はご利用をお断りすることがあります。

公序良俗について

1. 賭博や風紀を乱すような行為ならびに公序良俗に反する言動はしないでください。
2. 銃砲、刀剣、麻薬等の法令により所持を許可されていないものを当館の敷地内に持ち込むことは絶対にしないでください。
3. 他の宿泊者または従業員に不安を与える、あるいは危険を感じさせるものを当館の敷地内に持ち込むことはお断りしております。
4. 宿泊者もしくは同伴者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律にて指定された暴力団ならびにその構成員、または反社会的団体ならびにその団員であると判明した場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
5. 宿泊者もしくはその関係者に暴行、脅迫、恐喝、強要、威力業務妨害等の行為が認められた場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
6. 宿泊者もしくはその関係者に法令に違反する行為が認められた場合、あるいはその恐れが認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。

建物・設備等の保全について

1. 当館の敷地内にある設備や備品などを他の場所に移動したり、加工したり、本来の用途以外で利用することはしないでください。
2. 館内には火薬、揮発油など、発火性あるいは引火性のあるものは持込まないでください。

- 3.客室内での暖房用あるいは炊事用の火器のご使用はしないでください。
- 4.当館の敷地内にて火災の原因となり得る行為はしないでください。
- 5.建物、設備、備品、植栽などを紛失、毀損、汚損、付臭などした場合は、当館に対してその損害を賠償していただきます。

携行品、遺失物について

1. 現金及び貴重品を含む携行品はご自身で管理して下さるようお願い申し上げます。
紛失や毀損などに対して当館では責任を負いかねる場合がございます。
- 2.当館の敷地内共用部ならびにチェックアウト後の客室内での拾得物は一定期間保管した後、法令に準じて処理させていただきます。
※拾得飲食物につきましては開封済みのものは清掃の際に、未開封のものは24時間後に処分させていただきます。予めご了承下さい
3. 当館での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に当該費用をご負担いただきます。
4. 粗大ごみ等にあたる処理費用のかかる携行品を故意又は過失により客室又は当館の敷地内共用部に放置された場合、法令に準じた処理費用に加え、当方の代行費用として相当額をご負担いただきます。なお、チェックアウトの日から1週間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合、故意に放置されたものとみなす取り扱いとさせていただきます。

精算について

1. 当館のご利用に先立ち、宿泊代金の一部または全部を前払いにてお支払いいただく、あるいはクレジットカードを確認させていただく場合がございます。
2. タクシー代金や当館以外でのお買い物代金など、当館の施設以外の代金を当館が立て替えたり、チェックアウト時のご精算におまとめしたりすることはお断りしております。
3. 当館の精算は自動精算機を導入している関係上、代表者様の一括払いのみ承っております。
(宿泊者ごとに分けて精算する事はできません)
4. ご滞在中に当館より精算の依頼がありました場合は、その都度ご精算ください。
5. 料金の支払いは日本円の現金、取扱いのあるクレジットカード、その他当館が認めた方法でのみお受けしております。